



島根県報

平成22年9月3日（金）

号外第154号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【教委公告】

島根県立古代出雲歴史博物館の指定管理者の募集

（文化財課） 2

教 育 委 員 会 公 告

島根県立古代出雲歴史博物館条例（平成17年島根県条例第59号）第7条の規定により指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

平成22年 9 月 3 日

島根県教育委員会教育長 今 井 康 雄

1 募集の目的

島根県立古代出雲歴史博物館は、歴史及び文化に関する資料を収集し、保管し、調査研究し、及び展示して、島根の特色ある歴史及び文化に関する情報を発信し、並びに学習及び交流の機会を提供することにより、県民の郷土に対する理解の増進及び地域の活性化を図り、もって県民の教養の向上並びに学術研究及び文化の発展に寄与することを目的として設置された施設である。

本施設の管理には、多様化する住民ニーズに対し、より効果的、効率的に対応するとともに、民間の能力を活用することによって、経費の節減を図ることが求められている。

このため、平成18年4月から指定管理者制度を導入しているところであり、現在の指定期間が平成23年3月31日をもって終了することから、次期指定期間における指定管理者を募集する。

2 施設の概要

(1) 名 称 島根県立古代出雲歴史博物館

(2) 所在地 出雲市大社町杵築東99-4

(3) 施設規模

ア 敷地面積 約57,000㎡

イ 建築面積 約9,400㎡

ウ 延床面積 約11,800㎡

エ 施設内容構造種別

(7) 本館

構造 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造

階数 地上2階（一部地上3階、地下1階）

a 展示エリア

テーマ別展示室、総合展示室、神話展示室、特別展示室及び中央ロビー

b 交流エリア

講義室及び情報交流室

c 収蔵・調査研究エリア

収蔵庫、写真撮影室、くん蒸室、書庫等

d オープンエリア

エントランスホール、ラウンジ、展望台、カフェ（40席）、ミュージアムショップ等

(4) 体験学習棟

構造 鉄筋コンクリート造

階数 地上1階

(5) 駐車場

一般用（244台）、大型バス用（15台）、身障者用（6台）及び業務用（51台）

(6) 外構

交流ゾーン・プラザ、メイン・アプローチ（130m）、風土記庭園（約29,000㎡）、体験広場及び体験水田

(オ) その他

屋外便所及び駐輪場（58台分）

3 指定管理者が行う業務

- (1) 博物館の観覧料の徴収に関する業務
- (2) 博物館の広報及び誘客に関する業務
- (3) 博物館活動への理解及び関心を深めるためのイベント等に関する業務
- (4) 博物館の施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
- (5) 前各項に掲げるもののほか、博物館の管理に関する事務のうち、島根県教育委員会が必要と認める業務

* 留意事項

指定管理業務の詳細は、業務仕様書を参照すること。

なお、地域との連携を図るイベントの実施、目的外使用許可に基づくカフェ及びミュージアムショップの運営等については、指定管理者の自主事業として行うものとする。

おって、指定期間中であっても業務内容の変更を行う場合がある。

4 指定期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間を予定している。ただし、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

5 管理に要する経費

管理運営業務は、島根県が支払う指定管理料により行う。

年間委託額 276,376千円（消費税及び地方消費税を含む。）

5年間の委託額 1,381,880千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

* インセンティブシステムについて

観覧料の年間収入基準額を61,000千円とし、実際の年間収入額と基準額に差異が生じた場合、（当該年度収入額－収入基準額）×20%に相当する額を、当該年度の指定管理料で増額（当該年度徴収額－収入基準額がマイナスの場合は減額）する。

協賛団体等から広告事業収入があった場合、その帰属は指定管理制度導入施設における広告事業導入ガイドラインに基づき取り扱うものとする。

* 各年度の指定管理料は、分割支払いとすることとし、支払時期や分割方法については、島根県と指定管理者で締結する協定書で別途定める。

6 指定管理者の申請資格等

(1) 申請資格

指定管理者に申請しようとするもの（以下「申請者」という。）は、次のアからキまでのいずれにも該当することを要する。

ア 島根県内に主たる事務所（本社機能を有するもの）を置く、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生手続又は再生手続をしていない法人等であること。

オ 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない法人等であること。

カ 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力

団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。

(2) 複数の団体での共同申請

複数の団体がグループを構成して申請する場合は、次の事項に留意すること。

ア グループの適切な名称を設定し、代表となる団体を選定すること。

代表団体は、法人等で、グループにおける責任割合が最大であること(県内団体の責任割合が、グループ構成が2社の場合にあつては50%超、3社の場合にあつては33%超であること。)

なお、代表団体及び構成員の変更は、原則として認めない。

イ 当該グループの構成員は、別のグループの構成員となり、又は単独で申請することはできない。

ウ 当該グループの全構成員が、6の(1)のイからキのいずれにも該当すること。

エ 7の(1)のオのその他の申請に必要な書類の(ア)から(カ)までについては、構成員ごとに提出すること。

7 申請の手続

(1) 提出書類

申請に当たっては、次の書類を提出すること。ただし、必要に応じて追加書類の提出を求めることがある。

ア 指定管理者指定申請書

イ 管理運営事業計画書

ウ 指定管理期間各年度分及び期間を通じての収支予算計画書

エ 団体の概要

オ その他申請に必要な書類

(ア) 法人等の概要を記載した書類

(イ) 過去2年間の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類

(ウ) 当該年度の事業計画書及び収支計算書又はこれらに準ずる書類

(エ) 定款、寄付行為、規約その他これらに準じる書類

(オ) 印鑑証明書

(カ) 法人にあつては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあつては代表者の住民票の写し

(キ) 役員の名簿及び略歴を記載した書類(申請書提出日現在におけるもの)

(ク) 納税証明書

(2) 提出部数

正本1部及び副本7部(副本は複写可)

(3) 提出先

17に記載する場所

(4) 提出期限

平成22年10月15日(金)午後5時まで。郵送の場合は書留とし、平成22年10月15日(金)午後5時必着とする。

(5) 提出方法

持参又は郵送

8 募集要項、仕様書等の配付

(1) 配付期間

平成22年9月3日(金)から平成22年10月14日(木)までの毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。

(2) 配付場所

17に記載する場所

(3) 配付書類

- ア 募集要項
- イ 仕様書
- ウ 基本協定書（案）及び年度協定書（案）
- エ 管理経費積算書

9 現地説明会

現地説明会は、次のとおり開催する。

(1) 開催日時 平成22年 9 月 21 日（火） 午後 1 時 30 分から午後 4 時まで

(2) 開催場所 出雲市大社町杵築東99-4 島根県立古代出雲歴史博物館

(3) 現地説明会の内容

- ア 募集要項及び仕様書の説明
- イ 古代出雲歴史博物館の施設見学

(4) 参加申込みの方法

現地説明会への参加を希望する者は、参加申込書を次のとおり提出すること（1 団体の出席者は、3 名までとする。）。

ア 提出場所

17に記載する場所

イ 提出期限

平成22年 9 月 15 日（水）正午まで

ウ 提出方法

郵送、ファクシミリ又は持参

10 指定管理者の候補の選定

島根県立古代出雲歴史博物館条例第 7 条の規定等による基準に基づき、島根県立古代出雲歴史博物館指定管理者候補選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、審査を行い、指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）を選定する。

(1) 選定委員会

選定委員会は、学識経験者、専門家等の 5 名の委員で構成する。

なお、選定委員会では、必要に応じて外部の有識者の意見を聞くことがある。

(2) 事業計画審査の基準

ア 事業計画書の内容が、住民の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。

イ 事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図るものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ 当該団体が、事業計画に沿った管理を安定して行う財政的基礎及び人的能力を有するものであること。

(3) 審査の項目

- ア 運営方針及び実績
- イ 財政基盤
- ウ 施設運営の理念及び意欲
- エ サービス提供内容
- オ 広報及び誘客対策等の利用促進策
- カ サービス提供体制
- キ サービスの質の確保及び向上

ク 危機管理体制

ケ 収支計画

(4) 選定方法

ア 候補者の選定は、選定委員会において、上記審査の基準及び審査の項目に基づき行う。

イ 候補者の選定に当たっては、提出書類により応募資格を審査の後、提案内容等をヒアリングし審査する。

ウ 提案内容等のヒアリングは、平成22年10月下旬に実施の予定。

エ 候補者の選定は11月上旬に行い、その結果は、申請者全員に書面で通知するとともに申請者名と選定結果（選定又は非選定）を公表する。

オ 指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故のあるときは、選定されなかった申請者のうちから新たに候補者を選定することがある。

カ 選定委員会は、非公開とする。

11 指定管理者の指定及び協定等

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、島根県立古代出雲歴史博物館条例第7条の規定に基づき、島根県議会の議決が必要であり、10の(4)で選定した候補者は、平成22年12月定例島根県議会での議決を経て、指定管理者として指定する。

(2) 協定等の締結

島根県と候補者で業務の細部についての協議を行い、指定期間全体の「基本協定（指定期間、個人情報の保護、指定の取消しに関する事項、業務の責任分担等）」及び毎年度締結する「年度協定（当該年度の業務実施内容、指定管理料の支払方法、当該年度に必要となる責任分担事項等）」を締結する。

協定等を締結する指定管理者は、申請者と同一の法人等に限る。

なお、協定の発効は、平成23年4月1日を予定している。

12 指定管理者の業務に係る評価に関する事項

(1) 島根県は、指定管理者の適正な業務の確保及び県民サービスの向上を図るため、指定管理者の業務に係る評価を毎年度実施する。

(2) 評価結果は、議会へ報告するとともに、島根県ホームページにおいて公表する。

(3) 前記に規定するもののほか、指定管理者の業務に係る評価に関する事項は、別に定める。

13 指定管理者の履行責任に関する事項

(1) 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければならない。

(2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければならない。

(3) 前記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定める。

14 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。

(2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければならない。

(4) 不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合に

は、島根県と指定管理者は、事業継続の可否について協議する。

(5) 前記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定める。

15 申請等に関する質疑

募集要項及び仕様書の内容等に対する質疑及び質問については次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

平成22年9月24日（金）午後5時まで

(2) 受付方法

質疑表に記入の上ファクシミリで提出すること（質疑はファクシミリのみで受け付ける。）。

(3) 回答方法

質疑に対する回答は質疑回答表により随時行い、応募者全員にファクシミリで通知する。

16 その他留意事項

(1) 申請に係る経費は、すべて申請者の負担とする。

(2) 申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

(3) 島根県立古代出雲歴史博物館の管理のため、新たに法人等を設立する場合には、その法人等を申請すること。

(4) 新たな法人等を設立する場合は、島根県議会における指定管理者の指定の議決（平成22年12月中旬見込み）までに、法人の登記事項証明書又は法務局登記官の受領証を提出すること。

(5) 提出された事業計画書等の著作権は申請者に帰属するが、県は、指定管理者の公表等必要な場合、事業計画書等の内容の全部又は一部を使用できるものとする。

なお、提出された提案書類は返却しない。

(6) 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがある。

(7) 選定事業者が、正当な理由なくして協定等の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定しないことがある。

(8) 指定管理者が、協定等の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定等を締結しないことがある。

ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。

イ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(9) 管理運営業務の全部を第三者に委託し、請け負わせることはできない。

(10) 島根県立古代出雲歴史博物館条例、島根県立古代出雲歴史博物館条例施行規則（平成17年島根県教育委員会規則第22号）、島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）及び島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）その他関係法令を承知の上で申請すること。

17 問合せ先

〒690-8502

松江市殿町1番地 島根県教育庁文化財課

T E L (0852) 22-6612 ファクシミリ (0852) 22-5794